

別表十一（一の二）
「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

御 注 意

区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。
「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時間において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の
(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。）
10
1,000
(2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。）
13
1,000
(5) その他の事業
6
1,000
(3) 金融及び保険業
8
1,000
(3) 金融及び保険業
3
1,000

当 期 繰 入 額		1	貸 倒	平成 23 年 改正令 附則 第 5 条 第 2 項 の 規定 の 適用	9	有・無			
期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (25 の 計)		2		前 3 年 内 事 業 年 度 (設 立 事 業 年 度 である 場 合 に は 当 該 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度) 末 に お け る 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額	10	円			
実 績 率		3		(10) 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 数	11				
「7」欄				前 年 3 度 令 第 96 条 第 6 項 第 2 号 イ の 損 失 の 額 の 合 計 額	12	円			
中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の59第3項」				額 に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 2 号 ロ の 金 額 の 合 計 額	13				
② 「区分番号」欄：「10380」									
③ 「適用額」欄：「7」欄の金額				額 に 算 入 さ れ た 令 第 96 条 第 2 号 ハ の 金 額 の 合 計 額	14				
繰 入 限 度 額 (2) × (3) 又は ((4) × (5))		6	計 算	度 による損失の額等 である場合には当該事業 年度の損失の額等の合計額	15				
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6) × $\frac{112}{100}$		7		益金の額に算入された令第 96 条 第 6 項 第 2 号 ニ の 金 額 の 合 計 額	16				
				貸倒れによる損失の額等の合計額 (12) + (13) + (14) - (15)	17				
				(16) × $\frac{12}{100}$ 前 3 年 内 事 業 年 度 に お け る 事 業 年 度 及 び 連 結 事 業 年 度 の 月 数 の 合 計	18				
繰 入 限 度 超 過 額 (1) - ((6) 又は (7))		8		貸 倒 実 績 率 (17) (11) (小数点以下 4 位未満切上げ)					
一 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細									
勘 定 科 目	期 末 残 高	売 掛 債 権 等 と み な さ れ る 額 及 び 貸 倒 否 認 額	(19) の うち 税 務 上 貸 倒 れ が あ っ た も の と み な さ れ る 額 及 び 売 掛 債 権 等 に 該 当 し な い も の の 額	個別評価の対 象 とな った 売 掛 債 権 等 の 額 及 び 非 適 格 合 併 等 に よ り 合 併 法 人 等 に 移 転 す る 売 掛 債 権 等 の 額	法 第 52 条 第 1 項 第 3 号 に 該 当 す る 法 人 の 令 第 96 条 第 9 項 各 号 の 金 銭 債 権 以 外 の 金 銭 債 権 の 額	連結完全支 配 関 係 が あ る 連 結 法 人 に 対 す る 売 掛 債 権 等 の 額	期末一括評 価 金 銭 債 権 の 額 (19) + (20) - (21) - (22) - (23) - (24)	実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額	差 引 期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 (25) - (26)
	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									
基 準 年 度 の 実 績 に よ り 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い も の の 額 を 計 算 す る 場 合 の 明 細									
平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 開 始 し た 各 事 業 年 度 末 の 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 額 の 合 計 額		28	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (29) (28) (小数点以下 3 位未満切捨て)		30			
同上の各事業年度末の実質的に債権と みられないものの額の合計額		29		実質的に債権とみられないものの額 (25 の 計) × (30)		31	円		

別表十一（一の二）
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分